

2022年7月8日

会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇
倫理・関係法規委員会
担当理事 吉田 靖

法令遵守の徹底について（通知）

会員各位におかれましては、日頃より綱紀の厳正な保持にご尽力いただき、感謝申し上げます。

先般、臨床工学技士が業務範囲を超える医行為を行ったという医師法に抵触する可能性がある極めて重大な事案が発生いたしました。本事案は、報道によりますと心臓ペースメーカーの交換手術に立ち会っていた臨床工学技士が医師の提案（指示）により皮膚縫合を行なったというものです。所属施設は有識者を含む委員会の答申を受けて当該医師および臨床工学技士を訓告処分としたこと、再発防止に向けて取り組むことを発表しております。

昨今、良質かつ適切な医療体制の確保を推進するための効率的な医療提供に向けて臨床工学技士に対する期待が高まっておりますが、このような行為はチーム医療を損ない、医療の安全が低下するばかりか、患者さんからの信頼を大きく失墜するものであり遺憾にたえません。

臨床工学技士は直接的あるいは間接的に治療等に関わり患者さんの身体に影響を与えかねない業務に従事することから、医療関係法規に基づく職種の業務範囲を理解して常に他の医療職との緊密な連携を図る必要があります。

会員各位におかれましては、今一度、下記を十分に確認いただき、関係法規の遵守と職業倫理に基づき業務を遂行するよう、よろしく願いいたします。

記

1. 各種法令等の遵守

医療専門職として、各種法令等の遵法を徹底し、これらに違反することのないよう、十分に留意すること。

2. 当会倫理綱領の遵守

臨床工学技士の倫理性を支える基本理念である「公益社団法人日本臨床工学技士会倫理綱領」を厳正に保持すること。

<https://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

※倫理綱領の倫理規定「6 臨床工学技士は、常に他の医療職との緊密な連携を図り、より円滑で効果的、且つ全人的な医療に努め信頼を維持する。」

以上